

今後の論点(案)

1 職種別設定賃金

(1) 適用対象労働者

- 適用対象労働者をどのように定義するのか。

(2) 申出要件

- 「一定数以上の労働者又は使用者」の「一定数」
- 「賃金に関する労働協約が一定程度以上締結されている場合」の「一定程度」

(3) 決定手続

- 決定手続の中で適用対象労働者をどのように決定していくのか。
- 最低賃金審議会における審議の在り方（審議会における公益委員の役割等）
- 最低賃金審議会における審議に係る「労使の合意」の在り方
- 必要性審議と金額審議を分けて行わない考え方について
- 職種別設定賃金の水準の設定・改正に係る手続

(4) 移行期間中の適用の在り方

- 移行期間中における産業別最低賃金と職種別設定賃金の適用の在り方

※職種別設定賃金の根拠法

2 地域別最低賃金

(1) 生活保護との関係の考慮

- 生活保護との関係の考慮

(2) 「地域における労働者の賃金」

- 「類似の労働者の賃金」を「地域における労働者の賃金」に改めることについての考え方

(3) 罰則の強化

- 罰則の強化の考え方（労働基準法第24条との関係の説明）